

平準化工事実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、笛吹市が施工時期の平準化を目的として債務負担行為の設定を行った工期1年未満の建設工事（以下「平準化工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 平準化工事の対象は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 施工時期の平準化を目的として債務負担行為の設定を行った建設工事
- (2) 工期が1年未満の建設工事

(支払方法)

第3 平準化工事とした場合、笛吹市建設工事標準請負契約約款第40条（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則）3項の規定により、契約会計年度に前払金（請負代金総額の10分の4以内）を一括で支払う。

(適用要件)

第4 平準化工事を実施する場合は、工事件名の末尾に「(平準化工事)」と記載する。

附則

この要領は、令和7年1月1日以降の入札公告から適用する。